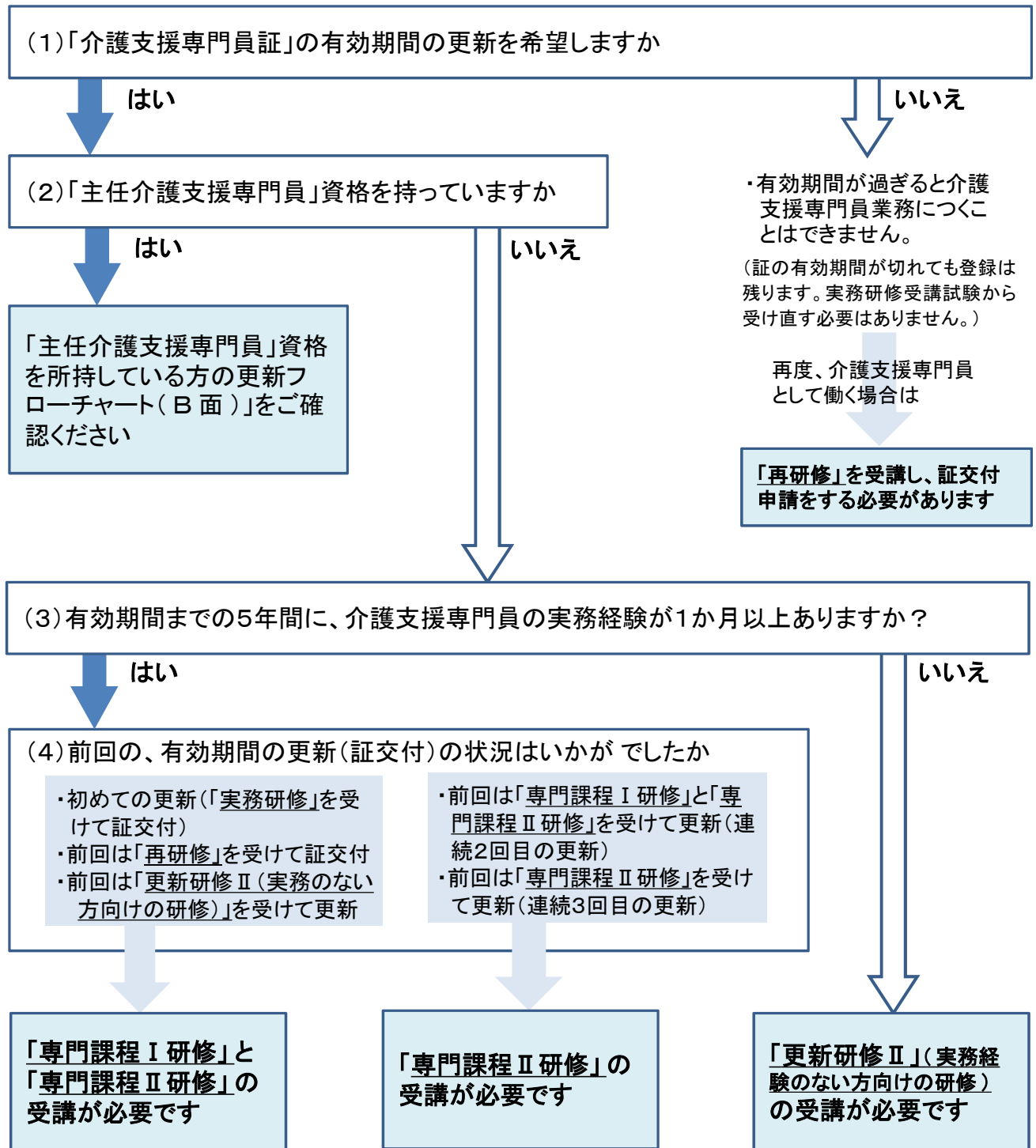


介護支援専門員証の更新フローチャート（滋賀県登録者）

*このフローチャートは平成29年2月22日に暫定的に作成したものです。国の通知等により、随時修正し、滋賀県ホームページに最新版を掲載しますので、各自、必ずご確認ください。



注意

- ①研修を受講しただけでは介護支援専門員証の有効期間は更新されません。必ず更新申請をしてください。
- ②研修の受講地は、原則として介護支援専門員としての登録を行っている都道府県です(他府県で受講する場合は、研修の受講地変更手続が必要です)。
- ③研修の全課目を修了した後でなければ、修了とはならず、修了証明書は発行できません。研修の修了日(修了証明書発行日)は、原則として研修最終日(未修了課目の補講がある場合は補講日も含めた研修最終日)からおおむね3か月後に提出する研修記録シートの確認後となりますのでご注意ください(更新研修Ⅱ、再研修を除く)。
- ④主任介護支援専門員研修(新たに主任になる研修)だけを受講しても証を更新することはできません。更新に必要な研修も受講してください。

「主任介護支援専門員」資格を所持している方の更新フローチャート

* このフローチャートは平成29年2月22日に暫定的に作成したものです。国の通知等により、随時修正し、滋賀県ホームページに最新版を掲載しますので、各自、必ずご確認ください。

(1) 「主任介護支援専門員」資格を更新しますか

はい

いいえ

介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を修了し、介護支援専門員証の有効期間を更新してください

(2) 「主任介護支援専門員研修」を受講したのはいつですか

平成18
～23年度

平成24
～25年度

平成26
～27年度

平成28年度
以降

主任介護支援専門員
の有効期間

平成31年3月31日まで

主任介護支援専門員
の有効期間

平成32年3月31日まで

主任介護支援専門員
の有効期間

研修修了日から
5年後まで

主任介護支援専門員
の有効期間

研修修了日から5年後
まで(修了書に記載)

平成28～30年度のいずれかに「主任介護支援専門員更新研修」を受講し修了してください。

平成28～31年度のいずれかに「主任介護支援専門員更新研修」を受講し修了してください。

主任介護支援専門員の有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修」を受講し修了してください。(主任介護支援専門員の有効期間満了日の2年度前から受講可能です)

注意!

(3) 介護支援専門員証の有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修」を受講し修了できますか

はい

「主任介護支援専門員更新研修」を受講し修了した後に、介護支援専門員証の有効期間更新手続きを行ってください。

いいえ

①介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を受講し修了した後に、介護支援専門員証の有効期間更新を行ってください。(A面の(3)以降を参照)

②主任介護支援専門員の有効期間内に、「主任介護支援専門員更新研修」を受講し修了してください。

* 介護支援専門員証の有効期間と主任介護支援専門員の有効期間のどちらも切れないように気を付けてください

